

議案第 4 号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

佐倉市都市計画税条例（昭和33年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「若しくは第40項」を「、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第6項、第7項、第9項及び第10項」を「附則第7項、第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第11項の「農地」を「附則第12項の「農地」に、「附則第11項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第11項を附則第12項とし、附則第12項から附則第15項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。